

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

埼玉県東松山市箭弓町一 十五 十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

古川栄

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南四丁目十二番地二十五

有限会社ながしま化粧品店 代表取締役 長島義憲

埼玉県東松山市箭弓町三 四 十四

株式会社ディング 代表取締役 谷口昌宏

東京都台東区東上野一 十五 二

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

古川賢

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南四丁目十二番地二十五

八 変更年月日

平成二十六年五月十五日 外

二 届出年月日

平成二十六年十月一日

二 縦覧期間

平成二十六年十月二十四日から平成二十七年二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十月二十四日から平成二十七年二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課